

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を
 改正する命令案新旧対照表（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十三条の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報</p> <p>ハ 道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>ニ 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報</p>	<p>（新設）</p>